

広島市補装具利用者負担助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）のうち次条に規定にする者に対し、同項の補装具費（以下「補装具費」という。）の受給によって負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）の一部を助成することにより、障害者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による利用者負担の助成（以下「利用者負担助成」という。）を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号。）第43条の3第1項第1号に掲げる者のうち、補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（当該補装具費支給対象障害者等が障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。以下同じ。）の当該年度（4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割の額（市長が別に定めるところにより算出した額とする。）の合計額が28万円未満である者とする。

第3条 削除

(助成要件及び助成額)

第4条 利用者負担助成は、助成対象者のその月の利用者負担の額が助成額算定基準額を超える場合に行うものとし、その額は、当該利用者負担の額から助成額算定基準額を控除して得た額とする。

(助成額算定基準額)

第5条 前条の助成額算定基準額は、9,300円とする。

(助成の申請)

第6条 利用者負担助成を受けようとする者は、所定の補装具費支給申請書に利用者負担助成を申請する旨の記載をして申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、助成対象者に該当することを証する書類を添付するものとする。

(助成対象の認定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、補装具費の支給決定の審査の過程において当該申請をした者が助成対象者に該当するか否かを確認し、補装具費の支給を決定することとした場合において当該申請をした者が助成対象者に該当するときは、所定の補装具費支給決定通知書により利用者負担助成を適用した利用者負担の額を通知するものとする。

(助成の方法)

第8条 利用者負担助成は、助成対象者から補装具費の受領について委任を受けた補装具業者からの当該補装具費の請求に基づいて当該補装具業者に障害者総合支援法第76条第2項に規定する補装具費の額に第4条の規定に基づき算定した利用者負担助成の額を加えた額を支払うことにより行うものとする。ただし、助成対象者が補装具費の受領について委任をしない場合にあつては、当該助成対象者に利用者負担助成の額を支払うことにより行うものとする。

2 前項ただし書の規定により利用者負担助成の支払を受けようとする者は、補装具業者か

らの領収証を添えて請求するものとする。

(生活保護移行防止措置との適用関係)

第9条 補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入又は修理のあった月において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である者に係る障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第65条の4に規定する保護を必要とする状態及び保護を必要としない状態は、利用者負担助成を行う前のその者の利用者負担の額により判断するものとする。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか、利用者負担助成に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る利用者負担の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る利用者負担の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行し、改正後の第10条の規定は平成20年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る利用者負担の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る利用者負担の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。